

## 食品表示基準（案）についての意見書

平成 26 年 8 月 10 日

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当

御中

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

(通称NACS)

消費者提言特別委員会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号

全国婦人会館2階

電話 03-6434-1125

Fax 03-6434-1161

Eメール [advisor-consultant@nacs.or.jp](mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp)

### 【意見】

頁	条番号	表題	意見・理由
6	3	栄養成分の量及び熱量 ナトリウムの表示方法	意見：消費者にとって、ナトリウム含有量の表示から食塩の相当量を理解することはむずかしいことです。「食塩相当量」の表示になることに賛成です。 理由：「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」という食品表示の目的を踏まえ、又「食塩相当量」を用いた栄養指導が、一般的に行われており、「食塩相当量」の表示は消費者にとってわかりやすいと考えます。
6	3	(横断的義務表示) 複合原材料表示の分割	意見：複合原材料表示を分解して表示することができる、とありますが、分解して表示する、にしてください。 理由：消費者が複合原材料を特定することができるため必要です。
8	3	(横断的義務表示) アレルゲン	意見：アレルギー表示は包装容器の見やすい位置に表示することを義務化することにして下さい。 理由：食物アレルギーは、アナフィラキシー症状を引き起こす人にとって、生命の危機に係ります。アレルギー表示見落としを防ぐ為には、容器の底や、目に付きにくい側面でない場所に表示すべきと考えます。

20	3	(横断的義務表示) アレルゲン	意見：容器包装面積が30平方センチメートル以下であっても、アレルギー表示ができるよう制度化して下さい。 理由：食物アレルギーは、アナフィラキシー症状を引き起こす人にとって、生命の危機に係ります。アレルギー表示の見落としを防ぐ為には、包装面積に捉われない安全性へのルール作りが必要であると考えます。
22	3条1項 10条1項 7号 32条1項 3項5号	製造所固有記号制度	意見：製造所固有記号制度の見直し(案)①に賛成です。 理由：製造工場の所在地が多岐にわたる場合にも、商品の製造場所が特定できることは当然です。事業者は、食品の安全を第一に考え、事故が起こった場合に追跡可能であり、商品を特定しうることを大前提と考えるべきです。
23	3条1項 10条1項 7号 32条1項 3項5号	製造所固有記号制度	意見：製造所固有記号制度の見直し(案)②に賛成 理由：事業者の責務において、消費者からの問い合わせに回答する義務を課すことは当然と考えます。回答できない製造所固有記号は、消費者にとって無意味であると考えます。
24	3条1項 10条1項 7号 32条1項 3項5号	製造所固有記号制度	意見：事故発生時を想定し、消費者庁で一括して事故情報を集約できるよう、問題とされている消費者庁のデータベースの改善措置を早急に講じることを求めます。 理由：消費者委員会食品表示部会のいう「冷凍食品の農薬混入事件と製造所固有記号とは直接の関係はない」とは、今回の事件を考えても言い切れるものではありません。少なくとも当該事故時に、消費者に対し製造所固有番号で商品を特定させるのは酷でした。事故発生時における消費者庁における司令塔の存在を明確にすべきです。
26	7	無添加強調表示について①	意見：食塩以外の形であってもナトリウムを添加していれば、食塩無添加の表示は行わないようにすべきです。 理由：ナトリウムに代えて食塩で栄養指導が行われている経緯があるためです。この辺りは事業者・消費者が混乱しないよう最初から徹底していく必要があると考えます。
26	7	無添加強調表示について① 「砂糖不使用」の表示	意見：現行のルールでは、砂糖(ショ糖)以外の糖類(ブドウ糖、果糖等)を添加していても「砂糖無添加」と表示することができ、消費者に誤認を与えています。改善が必要です。 理由：「砂糖無添加」の強調表示は消費者の誤認を招く可能性は否定できません。

35	18	(横断的義務表示) 生鮮食品	<p>意見：従来、加工食品として扱われてきた、異種混合の食品について、生鮮食品を単に組み合わせたものについて、生鮮食品とし、必要な表示をすることにしたことは評価しますが、サラダミックスや合いびき肉も生鮮食品として原産地の表示を義務付けが必要であると考えます。</p> <p>理由：生鮮食品には原産地の表示が義務付けられ、消費者の知る権利が守られていると考えます。今回、盛り合わせの刺身などが生鮮食品となり、原産地表示が義務付けられることは当然ですが、ミックスされていないカット野菜や、単独の挽肉は生鮮食品という扱いになったのに対して、単にそれらを混ぜただけであるミックス野菜や、合いびき肉が加工食品というのは、一般の消費者には理解できません。</p>
42		(参考) 栄養表示の対象商品	<p>意見：新基準（案）では、表示義務に義務と任意があります。注として特別用途食品及び設備を設けて「その場で飲食させる食品を除く」とあります。その中に学校給食や病院給食等へ販売にする食品が入っていますが、反対です。</p> <p>理由：学校給食や病院給食等は多数の子供たち病人等の消費者が給食用に利用する食品です。その場で飲食させる食品を除くとあるのは調理後すぐに食するからと考えられますが、弱者が給食として食する食品です。きちんとした表示のある食品の使用が望ましいと考えます。</p>
43	32	栄養表示の対象事業者について② その他	<p>意見：新基準（案）のポイントとして、「表示責任者が以下に該当する場合は表示義務を免除する。業務用食品を扱う事業者は、表示義務を免除する方針をしめた。」とあります。このことに反対です。</p> <p>理由：業務用食品を扱う事業者には表示義務を課すことを希望します。業務用食品は購入業者が加工して出荷するため、量も多いし拡散も考えられます。消費者は、表示のない食品を購入することになります。</p>
47	3	(横断的義務表示) 栄養成分の量及び熱量	<p>意見：トランス脂肪酸の表示はどうなりましたか。「消費者基本計画」に盛り込まれた経緯もあり、新基準（案）の「推奨」に当たると考えます。将来的には義務化を強く希望します。</p> <p>理由：国民の健康志向や生活習慣病予防との関連から、商品選択に必要な情報であると考えます。</p>
55	3	(横断的義務表示) 栄養成分の量及び熱量	<p>意見：酒類が表示義務免除となっていますが、栄養成分表示は必要です。アルコール度数だけでは熱量はわかりません。</p> <p>理由：国民の健康志向やセルフメディケーションの高まる中、酒類の栄養成分表示は必要な情報であると考えます。</p>

61 62 63	3	(横断的義務表示)	<p>意見：原材料を分割して表示する場合のメリットとして、すべての原材料が重量順に書かれことは、消費者にとってその食品の材料の構成が正確に分かりやすいと考えます。</p> <p>複合原材料による表示では、使用された原料の重量の順位が、書かれた原料名の順と異なってしまうので、使用された量について誤解を生じやすいと思います。複合原材料による表示か、分割して表示するかによって、重量順とそうでない表示になってしまうことに違和感を覚えます。</p> <p>一方、中間加工原料が使用されたかどうかについても、消費者にとっては知りたい情報です。</p> <p>複合原材料表示をしないで、分割して表示すると中間材料が使用されたかどうか消費者には分かりません。中間材料は、普通は他から仕入れた（製造所が異なる）ものと考えられ、購入時の消費者の判断の目安になると思われまので、それが分かる表示はあった方がよいと考えます。使われた原材料の種類が多く、(市販の弁当など)中間加工原料が複数ある場合には、複合原材料として書かれた方が見やすく理解しやすい面もあると思います。</p> <p>以上のように、複合原材料による表示か、分割する表示が良いか一概には言えません。容器の面積の問題もありますが、表示のしかたをもう少し工夫することによって、消費者の知りたい情報を表現する方法もあると思います。</p>
67	32	(横断的義務表示) 表示事項	<p>意見：添加物は全てに物質名だけでなく用途名を併用することを義務化して下さい。</p> <p>理由：物質名だけでは何の目的で使われているのか分かりません。</p>
	その他	消費者・事業者への情報提供	<p>今回提示された食品表示基準(案)は膨大な量となっています。経過措置期間は「食品表示基準」施行後、加工食品は2年、添加物は1年、栄養表示は5年とし、生鮮食料品には経過措置を設けていません。この制度を適切に運用していくため、消費者並びに事業者には正確な情報提供が必要と考えます。説明会の実施、啓発資料の作成・配布など積極的に全国展開を進めて下さい。</p>